

地域未来投資促進法に基づく支援措置

都道府県から「地域経済牽引事業計画」の承認を受け、
計画に従って事業を実施する場合、様々な支援措置が受けられます。

令和4年12月時点
経済産業省 地域経済産業グループ
地域企業高度化推進課

支援措置の一覧（目次①）

① 税制による支援措置

	ページ	概要	備考
地域未来投資促進税制	6	<ul style="list-style-type: none"> 地域経済牽引事業に従って<u>建物・機械等の設備投資</u>を行う場合に、<u>法人税等の特別償却（最大50%）又は税額控除（最大5%）</u>を受けることができます。 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県の承認に加えて、国（主務大臣）の確認を受ける必要があります。 措置の適用期限は令和5年3月31日までです。
固定資産税・不動産取得税の課税免除または不均一課税	7	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県・市町村の条例により、地域経済牽引事業の実施に必要な土地・建物等について、<u>固定資産税・不動産取得税の課税免除または不均一課税</u>を受けられる場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 詳細の要件や適用期限は、各都道府県・市町村にお問い合わせください。

② 金融による支援措置

	ページ	概要	備考
日本政策金融公庫からの固定金利での融資	8	<ul style="list-style-type: none"> 地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、<u>日本政策金融公庫から固定金利での貸付け</u>を受けることができます。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定事業者を対象とした制度です。 制度の利用には、日本政策金融公庫の審査を受ける必要があります。
日本政策金融公庫による海外展開支援	9	<ul style="list-style-type: none"> 地域経済牽引事業に資する海外事業展開について、日本政策金融公庫により、<u>海外子会社への直接貸付けや信用状の発行</u>を受けることができます。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定事業者の海外子会社の資金調達を支援する制度です。 制度の利用には、日本政策金融公庫の審査を受ける必要があります。

支援措置の一覧（目次②）

	ページ	概要	備考
信用保証協会による債務保証	10	<ul style="list-style-type: none"> 地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、金融機関等からの借入れの際に、<u>通常の保証限度額とは別枠で、信用保証協会による保証を受けることができます。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 特定事業者を対象とした制度です。 制度の利用には、信用保証協会の審査を受ける必要があります。
中小企業投資育成株式会社からの出資	11	<ul style="list-style-type: none"> 地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、資本金が3億円を超える株式会社であっても、<u>中小企業投資育成株式会社からの出資を受けることができます。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 特定事業者を対象とした制度です。 制度の利用には、中小企業投資育成株式会社の審査を受ける必要があります。
食品等流通合理化促進機構による債務保証・資金のあっせん	11	<ul style="list-style-type: none"> 地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、<u>食品等流通合理化促進機構による保証やあっせんを受けることができます。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 制度の利用には、食品等流通合理化促進機構の審査を受ける必要があります。

③ 規制の特例措置等

	ページ	概要	備考
工場立地法における環境施設面積率・緑地面積率の緩和	12	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県・市町村が定める基本計画において工場立地特例対象区域が設定されている場合、<u>市町村が定める条例に従って、工場立地時の環境施設面積率・緑地面積率が緩和されます。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 特例措置を受けるためには、基本計画において重点促進区域（工場立地特例対象区域）が設定されている必要があります。

支援措置の一覧（目次③）

	ページ	概要	備考
農地転用許可等の手続きに関する配慮	13.14	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県・市町村が定める基本計画において重点促進区域が設定されており、当該基本計画に基づき市町村が土地利用調整計画を策定している場合、<u>農地転用許可等の手続きに関する配慮</u>を受けることができます。 	<ul style="list-style-type: none"> 特例措置を受けるためには、基本計画において重点促進区域が設定されている必要があります。 当該基本計画に基づき市町村が土地利用調整計画を策定し、土地利用調整区域を設定している必要があります。
市街化調整区域の開発許可の手続きに関する配慮	13.15	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県・市町村が定める基本計画において重点促進区域が設定されており、当該基本計画に基づき市町村が土地利用調整計画を策定している場合、<u>食品関連物流施設・植物工場等を建設する際の市街化調整区域における開発許可の手続きに関する配慮</u>を受けることができます。 	<ul style="list-style-type: none"> 特例措置を受けるためには、基本計画において重点促進区域（土地利用調整区域）が設定されている必要があります。 当該基本計画に基づき市町村が土地利用調整計画を策定している必要があります。
地域団体商標の登録に関する特例措置	16	<ul style="list-style-type: none"> 地域経済牽引事業の実施の際には、<u>一般社団法人も地域団体商標の登録が可能</u>です。 	—
財産処分の制限解除手続きのワンストップ化	17	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体を申請者に含む地域経済牽引事業計画については、<u>補助金等により取得した財産の処分等の制限解除に関わる各省各庁の承認について、地域経済牽引事業計画の承認申請時にまとめて申請を行う</u>ことができます。 	—

支援措置の一覧（目次④）

	ページ	概要	備考
事業環境整備の提案	18	<ul style="list-style-type: none"> 地域経済牽引事業者は、基本計画を策定した都道府県・市町村に対して、制度の柔軟な運用を求めるなどの<u>事業環境整備の提案</u>を行うことができます。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域経済牽引事業を行おうとする者（都道府県の承認を受ける前の事業者）も利用することができます。
事業承継に関する特例措置	18	<ul style="list-style-type: none"> 地域経済牽引事業として事業承継等を実施する場合には、①<u>事業協同組合等を設立する際の発起人の数の要件が緩和</u>されます。また、②事業譲渡の際の債権者への通知に関し、通常必要となる<u>債権者からの個別同意を簡略化</u>できます。 	—

④ 予算による支援措置

	ページ	概要	備考
各種予算事業等による 加点措置・優遇措置等	19	<ul style="list-style-type: none"> 地域経済牽引事業者は、<u>各種予算事業において加点措置・優遇措置</u>を受けることができます。 	—

地域未来投資促進税制

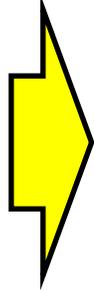
- 地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、法人税等の特別償却（最大50%）又は税額控除（最大5%）を受けることができます。
- 措置を受けるためには、都道府県による地域経済牽引事業計画の承認の上、国（主務大臣）による課税特例の確認に加えて、租税特別措置法等の規定に適合する必要があります。建物・機械等を貸付けの用に供する場合や中古の建物・機械等の取得は、対象とはなりません。

STEP 1 : 都道府県知事による地域経済牽引事業計画の承認

都道府県・市町村が作成する基本計画への適合

<地域経済牽引事業の要件>

- イ 地域特性の活用
- ロ 高い付加価値の創出
- ハ 地域の事業者に対する経済的効果



STEP 2 : 国（主務大臣）による課税特例の確認

- <課税特例の要件>**
- ① 先進性を有すること（特定非常災害で被災した区域を除く。）
以下の通常類型又はサプライチェーン類型に該当すること
- 【通常類型】**

 - ・労働生産性の伸び率 4%以上又は投資収益率 5%以上

【サプライチェーン類型】

 - ・海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品を製造
 - ・事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上 等
- ② 設備投資額が2,000万円以上
 - ③ 設備投資額が前年度減価償却費の10%以上
 - ④ 対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと
 - ⑤ 旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上

課税の特例の内容・対象 【適用期限：令和4年度末まで】

対象資産	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

- 税制適用の主な注意点**
- 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制措置の対象となる金額は80億円が限度となります。
 - 税額控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が限度となります。
 - 対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象となりません。
 - 地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得等した場合には、本税制措置の対象となりません。
- ※ 詳細は国税庁HP(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5436.htm>)を御確認ください。

- <上乗せ要件>（平成31年度以降の承認事業のみ）**
- ⑥ 直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上
 - ⑦ 労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上
- ※ サプライチェーン類型の事業は上乗せ要件の対象外。

※詳細は事業実施場所を担当する経済産業局にお問い合わせください。

固定資産税・不動産取得税の課税免除または不均一課税

- 各都道府県・市町村の条例により、地域経済牽引事業の実施に必要な土地・建物等について、固定資産税・不動産取得税の課税免除または不均一課税を受けられる場合があります。
- 詳細の要件や適用期限は、各都道府県・市町村にお問い合わせください。
- なお、国では、都道府県・市町村が固定資産税・不動産税の課税免除または不均一課税を行った場合に、都道府県・市町村に対して減収分を補てんする措置を講じています。

▼地方自治体向け支援（減収補てん制度）

国（主務大臣）の課税特例の確認を受けた承認地域経済牽引事業について、固定資産税・不動産取得税を課税免除または不均一課税した地方公共団体に対し、減収額の3/4を地方交付税で補てんします。

【対象自治体】	財政力指数が0.52未満の都道府県・0.67未満の市町村
【対象事業】	承認地域経済牽引事業のうち、課税特例の確認を受けたもの（詳細はp. 6 参照）
【対象業種】	指定なし
【対象資産】	土地・家屋・構築物
【取得価額下限】	1億円以上（農林漁業及びその関連業種は5,000万円以上）
【税目】	不動産取得税（都道府県） 固定資産税（市町村）（3年間）
【補てん率】	減収額の3/4

日本政策金融公庫からの固定金利での融資

➤ 地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、日本政策金融公庫から固定金利での貸付けを受けることができます。

1. 制度の利用手順



2. 貸付対象等 (中小企業事業)

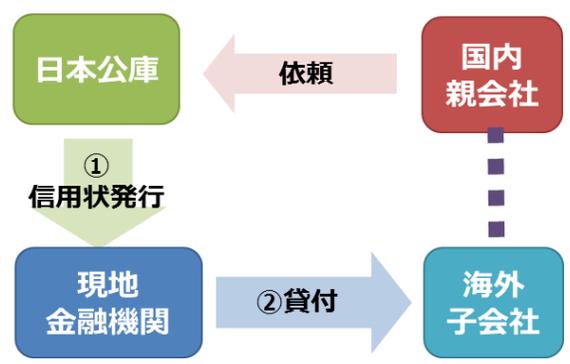
貸付対象	特定事業者	
資金使途	設備資金・長期運転資金 (災害等の発生時に地域経済牽引事業を継続するために必要な資金を含む。)	
貸付期間	設備資金	20年以内 (うち据置期間2年以内)
	長期運転資金	7年以内 (うち据置期間2年以内)
貸付限度	7.2億円 (うち運転資金2.5億円以内)	
貸付利率	設備資金	基準利率から2.7億円を限度として最大0.9%引下げ (※)
	長期運転資金	基準利率

(※) 以下のいずれかの条件を満たす場合には、0.9%の引下げとなります。
 ①新規開業して7年以内であるもの ②困難な経営状況にあるもの ③公庫と民間金融機関が連携支援を図るもの
 なお、複数事業者が共同で承認事業を行う場合は、単独で法律上の承認基準を満たし、かつ、上記のいずれかの条件を満たす必要があります。

日本政策金融公庫による海外展開支援

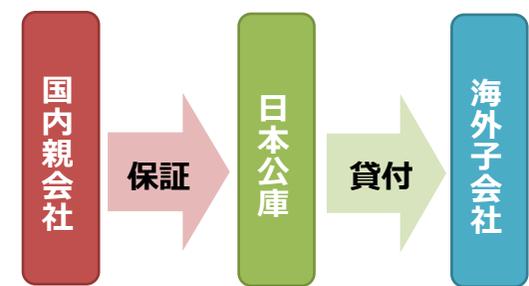
- 地域経済牽引事業に資する海外事業展開（海外子会社の資金調達）について、日本政策金融公庫（公庫）から、以下の支援を受けることができます。
 - ① 公庫が現地金融機関からの借入に対して信用状を発行します。（スタンドバイ・クレジット）
 - ② 公庫が海外子会社に直接貸付けを行います。（クロスボーダーローン）

① スタンドバイ・クレジット



(※) 国内親会社と海外子会社の関係には、一定の要件があります。
(国内親会社からの出資比率が50%以上等)

② クロスボーダーローン

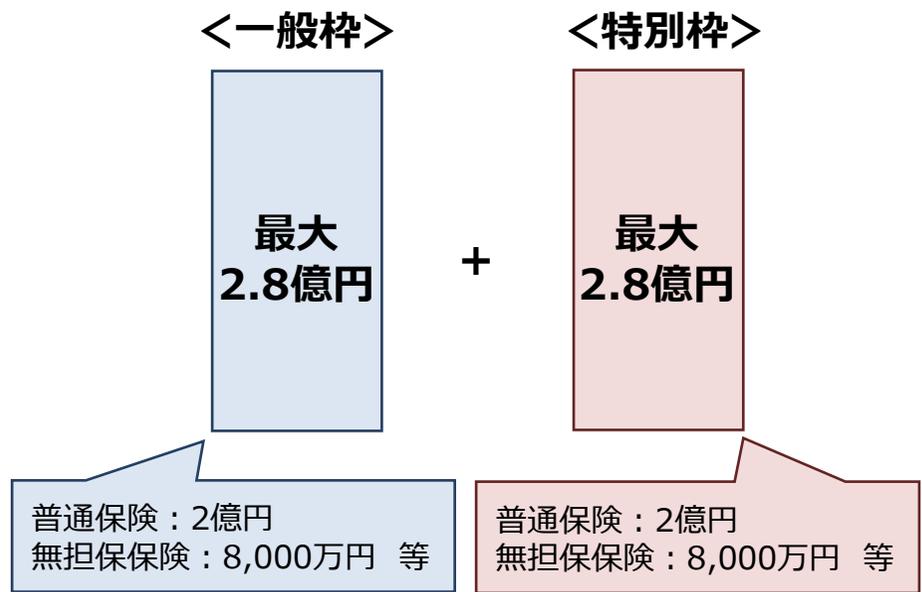


貸付対象国・地域	タイ、ベトナム、香港
貸付限度額	別枠14.4億円（うち長期運転資金は9.6億円） ※ 海外子会社 1社当たり
貸付利率	4億円を限度額として特別利率③
貸付期間	設備資金20年以内（米ドルの場合は15年以内） 運転資金7年以内

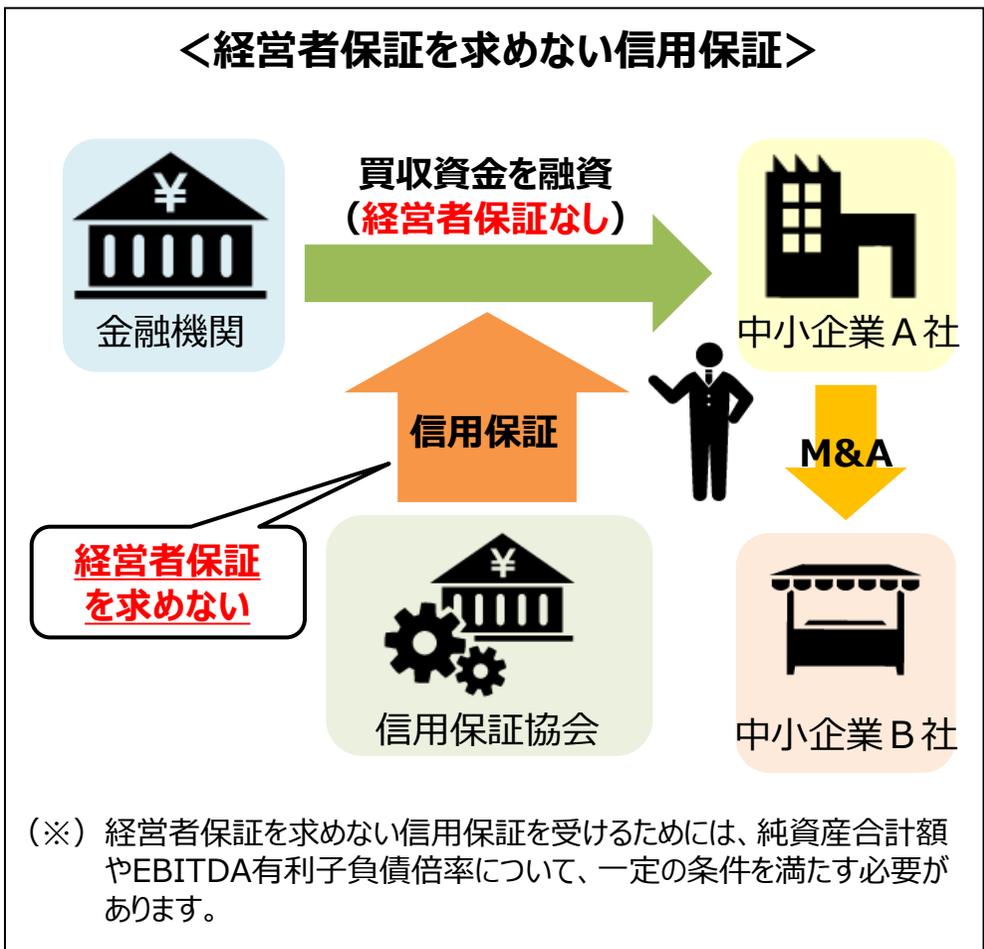
(※) 対象となる海外子会社には、一定の要件があります。
(国内親会社からの出資比率が50%以上等)

信用保証協会による債務保証

- 地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、金融機関等からの借入れの際に、通常の保証限度額とは別枠で、信用保証協会による保証を受けることができます。
- また、M&Aによる事業承継に伴う資産・株式等の必要資金を金融機関等から借り入れる場合、経営者保証を求めることなく、信用保証協会による保証を受けることができます。



(※) 保証対象には、災害等の発生時に地域経済牽引事業を継続するために必要な資金を含みます。

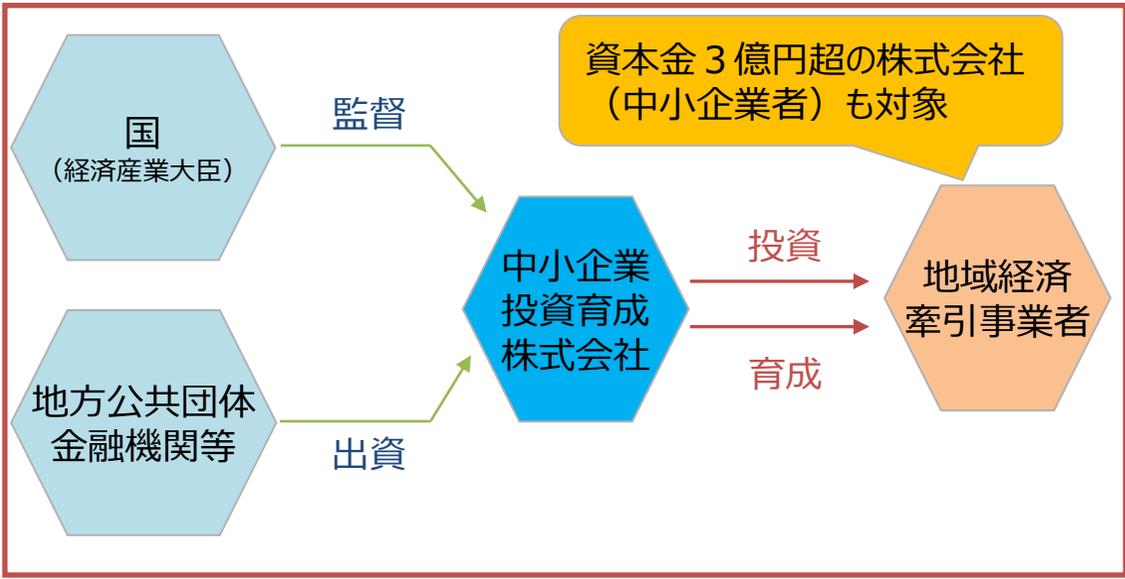


(※) 経営者保証を求めない信用保証を受けるためには、純資産合計額やEBITDA有利子負債倍率について、一定の条件を満たす必要があります。

その他の金融による支援措置

- 地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、資本金が3億円を超える株式会社であっても、中小企業投資育成株式会社からの出資を受けることができます。
- 地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、食品等流通合理化促進機構による保証やあっせんを受けることができます。

<中小企業投資育成株式会社からの出資スキーム>



都道府県知事から計画の承認を受けた地域経済牽引事業者では、
① 一般の支援対象（資本金3億円以下の株式会社）だけでなく、
② 資本金額が3億円を超える株式会社であっても、
中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能です。

工場立地法における環境施設面積率・緑地面積率の緩和

- 都道府県・市町村が定める基本計画において工場立地特例対象区域が設定されている場合、市町村が定める条例に従って、工場立地時の環境施設面積率・緑地面積率が緩和されます。

<工場立地法のルール>

工場立地時には、敷地面積に対して、以下の基準を満たす必要がある。

- 環境施設面積率 : **25%以上**
- うち緑地面積率 : **20%以上**

工場立地特例対象区域では、以下の表の範囲で、市町村が環境施設面積率等を緩和できます。

	甲種区域	乙種区域	丙種区域
	住居・工業併用で供されている区域 (準工業地域)	主として工業等の用に供されている区域 (工業地域、工業専用地域)	乙種区域のうち、 一般住民の日常的な生活の用に 供する建築物が無い区域
環境施設面積率	15%以上～25%未満	10%以上～25%未満	1%以上～15%未満
うち緑地面積率	10%以上～20%未満	5%以上～20%未満	1%以上～10%未満

地域未来投資促進法における土地利用調整への配慮

- 地域未来投資促進法において事業者が土地利用調整への配慮等を受けるには、**都道府県・市町村と調整して所定の手続き（「基本計画」に重点促進区域を設定、市町村が「土地利用調整計画」を策定）を経た上で**、都道府県から「地域経済牽引事業計画」の承認を受ける必要がある。
- これにより、事業実施場所が**農用区域（農振法）や第一種農地（農地法）に当たる場合であっても、農地転用が可能**（詳細はP.14参照）。
※ 「農用区域外での開発を優先すること」「面積規模が最小限であること」等の条件を満たすことが必要（右下参照）。最終的には、農業委員会の意見を聴いて都道府県が農地転用を許可。
- 事業実施場所が**市街化調整区域（都市計画法）にも当たる場合であっても、食品関連物流施設・植物工場・データセンター等については、開発許可が可能**（詳細はP.15参照）。
※ 最終的には、開発審査会の意見を聴いて都道府県が決定。

【土地利用調整の仕組み】



【農地関係手続きの配慮を受ける条件】

- ① **農用区域外での開発を優先**すること
- ② 周辺の土地の**農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じない**ようにすること
- ③ **面積規模が最小限**であること
- ④ **面的整備の実施から8年間**が経過していること
- ⑤ **農地中間管理機構関連の取組に支障が生じない**ようにすること

農地転用許可等の手続きに関する配慮

- 都道府県・市町村が定める基本計画において重点促進区域が設定されており、当該基本計画に基づき市町村が土地利用調整計画を策定している場合、
 - ① 事業実施場所が農用地区域に当たる場合に、農用地区域からの除外ができます。
 - ② 事業実施場所が第一種農地に当たる場合でも、農地転用を許可できます。

<農地法等の適用関係>

(農転許可の判断)

農用地区域

- 農振法に基づき、都道府県が指定する農業振興地域内において、市町村が設定。(農業のゾーニング)



原則不許可

第一種農地

- 10ha以上の集団農地等



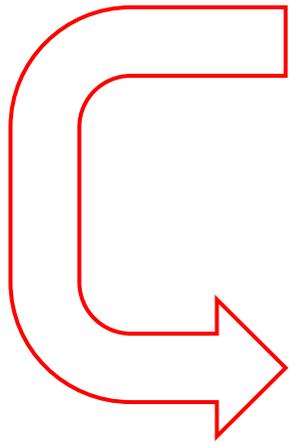
原則不許可

第二種・第三種農地



原則許可

第二種農地は第三種農地に立地困難な場合に許可



例外①
 地域経済牽引事業計画に基づき、土地利用調整区域において施設用地を整備される場合は、農用地区域から除外可能。

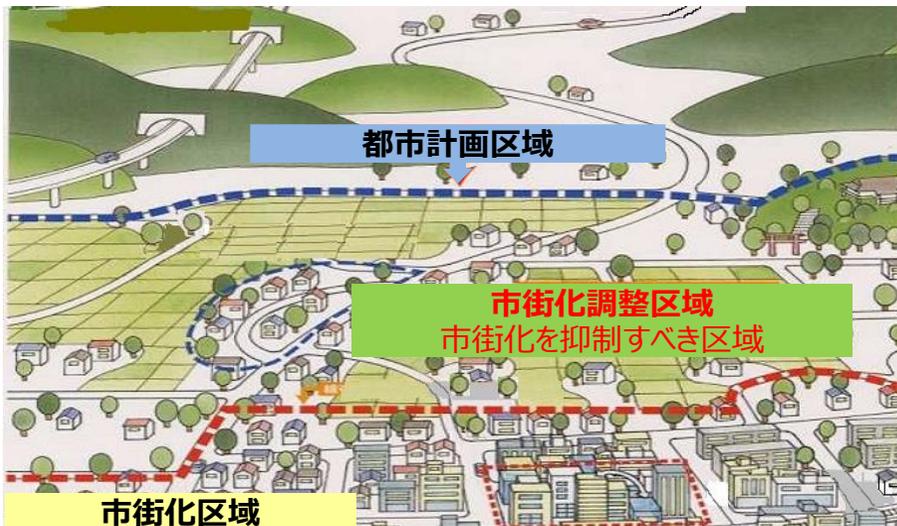
例外②
 地域経済牽引事業計画に基づき、土地利用調整区域において施設用地を整備される場合は、農地転用を許可できる。

市街化調整区域の開発許可関係の手続に関する配慮

- 基本計画において重点促進区域が設定され、さらに、当該基本計画に基づき市町村が土地利用調整計画を策定し、都道府県の同意を得ている場合、開発許可関係手続での配慮を受けることができる。
- 具体的には、地域経済牽引事業の用に供する以下の対象施設に関して、都市計画法上の市街化調整区域における開発を原則として許可して差し支えないものとしている。

都市計画法の開発許可制度とは

- 無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分
- 市街化調整区域においては、開発が原則として禁止



- 1) 既に市街地を形成している区域
- 2) 概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

(出典：国土交通省)

地域未来法を活用した開発許可関係手続に係る配慮

- 所要の手続きを経ることで、下記の対象施設に関しては、市街化調整区域における開発を原則として許可して差し支えないものとされる。

<配慮の対象施設>

(1) 流通の結節点

高速自動車国道、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港その他の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地する食品関連物流施設、植物工場又は生体材料の研究施設若しくは工場

(2) 原料調達地又は密接な関係のある既存施設の近傍

医薬品若しくは食品の原料若しくは材料として使用される農林水産物等の生産地等又は現に試験研究の用に供されている試験研究施設等の近傍に立地する研究施設又は工場

(3) 変電所の近傍

変電所（構外に6万ボルト以上の電圧で電気を伝送するもの）の近傍に立地するコンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した施設（当該施設の用に供する土地の面積が10ha以上のもの）

地域団体商標の登録に関する特例措置

➤ 地域経済牽引事業の実施の際には、一般社団法人も地域団体商標の登録が可能です。

＜従来の地域団体商標の登録主体＝組合等＞

農業協同組合

- 「**仙台いちご**」
全国農業協同組合連合会



事業協同組合

- 「**横濱中華街**」
横浜中華街発展会協同組合



商工会

- 「**氏家うどん**」
(栃木県さくら市)
氏家商工会



商工会議所

- 「**中津からあげ**」
(大分県中津市)
中津商工会議所



NPO法人

- 「**小豆島オリーブオイル**」
(香川県小豆島)
NPO法人小豆島オリーブ協会



(写真提供：小豆島町)

都道府県知事から計画の承認を受けた地域経済牽引事業者のうち、以下の要件を満たす一般社団法人は、計画実施期間中に限り(※)、地域団体商標の登録が可能。

- ① 事業計画の承認を受けていること
- ② 定款で構成員の加入の自由を担保していること
- ③ 事業計画に記載した商品又は役務に係る地域団体商標の登録を受けようとする 等

(※) 都道府県知事等の承認により、一般社団法人が組合等へ権利を譲渡できる仕組みを創設し、事業計画期間終了後も組合等による商標の使用を可能とする。

財産処分等の制限解除手続きのワンストップ化

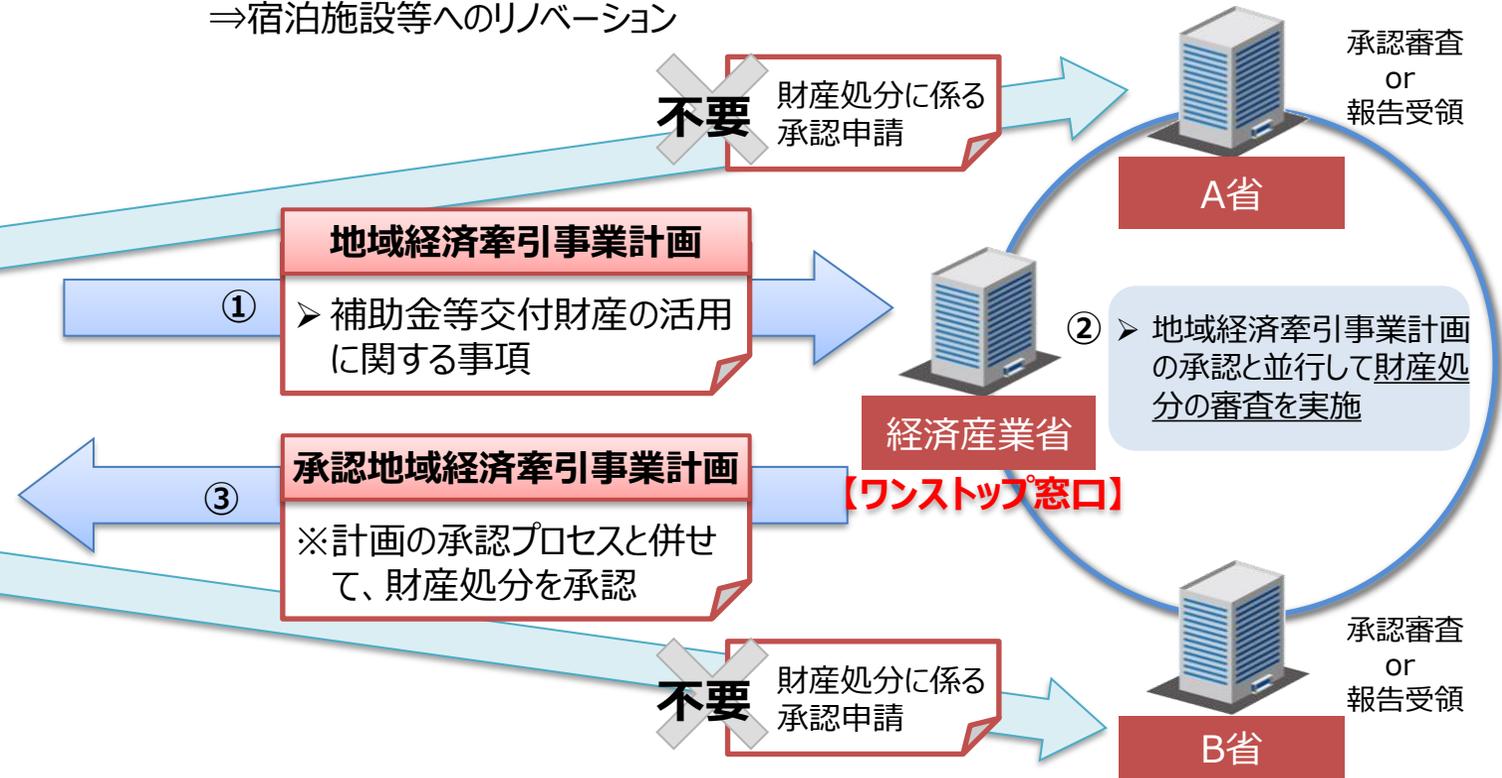
➤ 地方公共団体を申請者に含む地域経済牽引事業計画については、補助金等により取得した財産の処分等の制限解除に関わる各省各庁の承認について、地域経済牽引事業計画の承認申請時にまとめて申請を行うことができます。

<手順簡素化のスキーム図> 対象例：補助金等で整備した施設の転用
⇒宿泊施設等へのリノベーション

- 補助事業者
 - ✓ 地方公共団体
 - ✓ 事業者



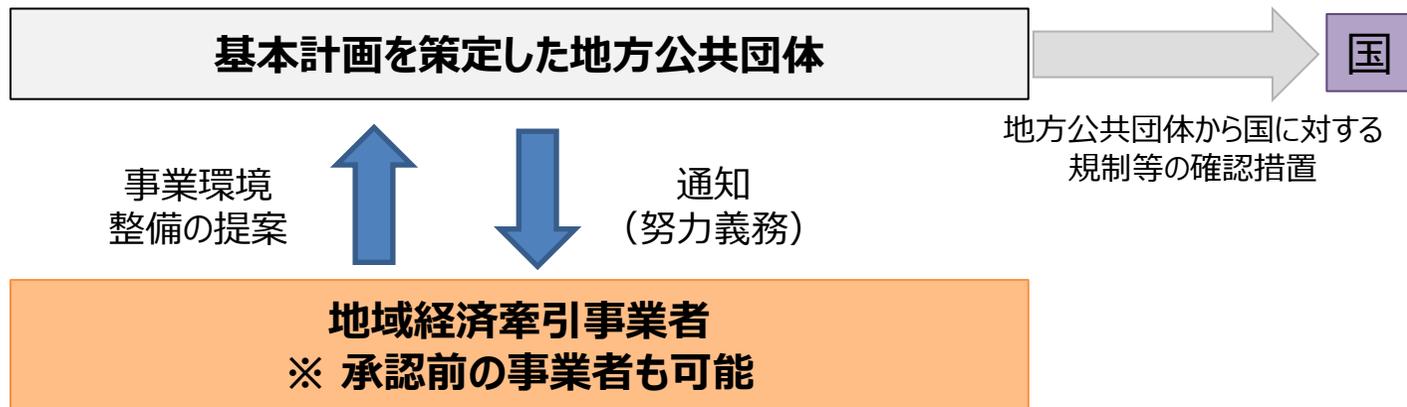
✓ 地方公共団体及び事業者が共同で地域経済牽引事業計画を申請



その他の規制の特例措置等

- 地域経済牽引事業者は、基本計画を策定した都道府県・市町村に対して、制度の柔軟な運用を求めるなどの事業環境整備の提案を行うことができます。
- 地域経済牽引事業として事業承継等を実施する場合には、
 - ✓ 事業協同組合・企業組合・協業組合を設立する際の発起人の数が、「4人以上」から「3人以上」に緩和されます。
 - ✓ 事業譲渡の際の債権者への通知に関して、通知・催告から1ヶ月以内に返事がなければ債権者の同意があったものとみなすことができ、通常必要となる債権者からの個別同意を簡略化できます。

事業環境整備の提案



事業環境整備の例：公共データのオープン化、制度の柔軟な運用、工場立地法・地方税減免等の条例整備、ワンストップ窓口 等

各種予算事業等による加点措置・優遇措置等

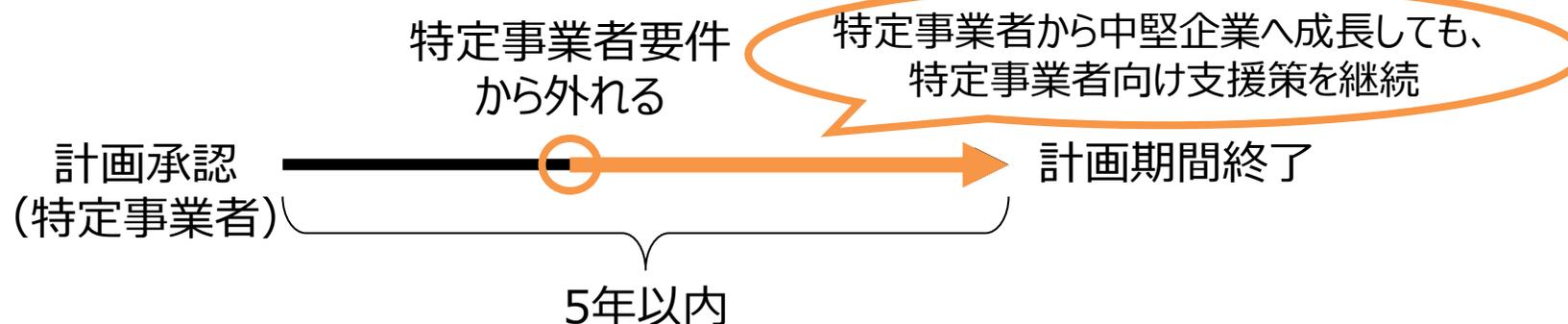
④ 予算による支援措置

➤ 地域経済牽引事業者は、各種予算事業において加点措置・優遇措置を受けることができます。

予算事業名	予算概要	補助率等	加点措置・優遇措置等の概要	担当部署	詳細URL等
サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）	中小企業等が行う、バックオフィス業務の効率化等の付加価値向上に繋がるITツール導入を支援。	<ul style="list-style-type: none"> ■通常枠 【補助率】1/2以内 【補助額】ソフトウェア費・クラウド利用料（最大1年分補助）・導入関連費等：30万円～450万円以下 ■デジタル化基盤導入枠 【補助率】1/2～3/4以内 【補助額】ソフトウェア購入費・クラウド利用料（最大2年分補助）・導入関連費：5万円～350万円以下 PC・タブレット等：10万円以下 レジ・券売機等：20万円以下 	加点	中小企業庁 経営支援部 経営支援課	https://www.it-hojo.jp/first-one/
コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業（J-LOD(5)：ストーリー性のある映像制作・発信を行う事業）	企業や地方公共団体等のブランディングのために、自社等の姿勢や理念に対する顧客の共感を呼ぶストーリー性のある映像（ブランドコンテンツ）を制作する事業について、映像制作・発信、効果検証等に必要経費の一部を支援。	<ul style="list-style-type: none"> 【補助率】1/2 【上限】1,000万円 	加点	商務情報政策局 コンテンツ産業課	https://j-lod5.jp/

(参考) みなし特定事業者特例制度

- 特定事業者が、従業員増加により特定事業者要件から外れても、特定事業者とみなされ、特定事業者向けの支援措置 (p.8~11) が継続して措置されます。



※事業承継による従業員数の増加などでも支援を受けることが可能です。

<特定事業者の定義>

	特定事業者
	従業員数
製造業等	500人以下
卸売業	400人以下
サービス業	300人以下
小売業	

<みなし特定事業者が受けられる特定事業者向け支援策>

- ① 日本政策金融公庫からの固定金利での融資 (p.8参照)
- ② 日本政策金融公庫による海外展開支援 (p.9参照)
- ③ 信用保証協会による債務保証 (p.10参照)
- ④ 中小企業投資育成株式会社からの出資 (p.11参照)
- ⑤ 事業承継に関する特例措置 (p.10参照)

(参考) 支援措置の活用例

酒造会社グループによる 観光誘客施設拠点の新設

石田屋二左衛門株式会社

(福井県永平寺町・平成30年3月承認)

○ 活用した支援措置

- ・ 農地転用許可等の手続に関する配慮
- ・ 地域未来投資促進税制
- ・ 固定資産税・不動産取得税の減免

○ 事業概要

- ・ 酒造会社グループの中核を担う同社（旧社名：黒龍酒造株式会社）は、**新たな観光客誘致を図るため、発酵文化の魅力を体験できる観光施設の設置**を検討。
- ・ 事業実施場所が**農用地区域**であったことから、農地転用許可等の手続に関する配慮規定を活用し、**農地転用許可等を実現**。
- ・ 施設の建設に当たっては、**地域未来投資促進税制等を活用**することで、**投資初期のキャッシュフロー等**を改善。



医薬品製造メーカーによる 製薬工場の新設

ダイト株式会社

(富山県富山市・平成29年11月承認)

○ 活用した支援措置

- ・ 地域未来投資促進税制

○ 事業概要

- ・ 医薬品製造を営む同社は、市場の急速な拡大が見込まれる抗がん剤等の高性能薬剤の製造へ参入するため、**製薬工場の新設**を検討。
- ・ 治験のための試作・薬剤の本格生産・包装まで、**一貫して実施可能な体制**を整備。
- ・ 工場の建設に当たっては、**地域未来投資促進税制を活用**することで、**投資初期のキャッシュフロー**を改善。



木材加工業者による 合板製造工場の新設

株式会社キーテック

(山梨県身延町・平成30年3月承認)

○ 活用した支援措置

- ・ 地域未来投資促進税制
- ・ 固定資産税・不動産取得税の減免

○ 事業概要

- ・ 木材加工を営む同社は、針葉樹合板の旺盛な需要に対応するため、丸太の調達エリアである山梨県に**合板製造工場**を新設。
- ・ 原料の安定供給・製造工程の効率化を図り、生産能力を向上。中央自動車道などの道路網を利用して、**消費地である首都圏に迅速な配送**する。
- ・ 工場の建設に当たっては、**地域未来投資促進税制等を活用**することで、**投資初期のキャッシュフロー等**を改善。



<お問い合わせ先>

経済産業省 地域企業高度化推進課 地域未来投資促進室

電話：03-3501-1587

最寄りの経済産業局等でも御相談に応じています。

地方経済産業局	担当課室名	電話番号
北海道経済産業局	地域未来投資促進室(地域経済部地域経済課内)	011-709-1782
東北経済産業局	地域未来投資促進室(地域経済部企業成長支援課内)	022-221-4807
関東経済産業局	地域未来投資促進室(地域経済部地域振興課内)	048-600-0272
中部経済産業局(東海担当)	地域未来投資促進室(地域経済部地域振興室内)	052-951-2716
	(北陸担当) 地域未来投資促進室(北陸支局地域経済産業課内)	076-432-5518
近畿経済産業局	地域未来投資促進室(地域経済部地域開発室内)	06-6966-6012
中国経済産業局	地域未来投資促進室(地域経済部地域企業支援室内)	082-224-5734
四国経済産業局	地域未来投資促進室(地域経済部地域経済課内)	087-811-8516
九州経済産業局	地域未来投資促進室(地域経済部企業成長支援課内)	092-482-5435
内閣府沖縄総合事務局	地域未来投資促進室(経済産業部企画振興課内)	098-866-1727

※ 地域経済牽引事業計画の承認については、各都道府県へご相談ください。